

奈良県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
吉田歯科	香芝市西真美二―三―二八	令和二年一月十四日
めぐみ薬局天理店	天理市森本町一〇―五	令和二年一月三十一日
コトブキ薬局橿原店	橿原市石川町八二番地	令和二年一月三十一日
コトブキ薬局八木店	橿原市木原町三一―三五号	令和二年一月三十一日
コトブキ薬局王寺店	北葛城郡王寺町王寺二―一〇―一六	令和二年一月三十一日
阪神調剤薬局上牧店	北葛城郡上牧町服部台五丁目二―一二	令和二年一月三十一日
渡辺耳鼻咽喉科	生駒市元町一丁目一三―一―グ リンヒルいこま四階四一〇号	令和二年一月三十一日
ハローオーク薬局	生駒市真弓二―四―五	令和二年二月一日

